

令和2年度 地方独立行政法人宮城県立こども病院における 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。) 第9条の規定に基づき、令和2年度における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「こども病院」という。）が発注する物品等とする。

4 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は、以下のとおりとし、宮城県内に所在する物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害福祉サービス事業所等

- ① 就労継続支援A型・B型
- ② 就労移行支援
- ③ 生活介護
- ④ 障害者支援施設
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 小規模作業所

(2) 企業

- ① 特例子会社
- ② 重度障害者多数雇用事業所

(3) 在宅就業障害者等

- ① 在宅就業障害者
- ② 在宅就業支援団体

5 調達の対象品目

(1) 物品

品目	具体例
①事務用品・書籍	文房具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
②食料品・飲料	パン、弁当、飲料品類、非常食など
③小物雑貨	衣類、工芸品、各種記念品、清掃用具、防災用品、花植など
④その他の物品	机・椅子等の備品、家具類、車いす、杖、点字ブロック等の福祉用具など上記以外の物品

(2) 役務

品目	具体例
①クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
②印刷	院内各種印刷物、名刺、封筒、リーフレット、ポスター、チラシ、報告書、冊子など
③清掃・施設管理	清掃・除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
④情報処理・口述筆記	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、口述筆記など
⑤その他のサービス・役務	筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収などの上記以外の役務

6 調達目標

令和2年度における障害者就労施設等からの調達目標金額は、例年の調達実績を鑑み、500,000円を目標とする。

7 調達実績の公表

(1) 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、こども病院ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績について、毎年度概要をとりまとめ、こども病院ホームページ等により、速やかに公表する。

8 調達の推進

本方針を推進するために、こども病院は以下の取り組みを行う。

(1) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づき、障害者就労施設等からの物品調達を積極的に推進する。

(2) 前年度までに、障害者就労施設等から調達した物品等については、継続的な調達に努めるとともに、これまで調達実績のない物品等についても検討を行う。